九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

「白人性」議論のユダヤ系アメリカ人への適用の可能性

北, 美幸
北九州市立大学外国語学部

https://doi.org/10.15017/3880

出版情報：法政研究. 70 (4), pp.263-289, 2004-03-01. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

「白人性（ホワイトネス）」議論のユダヤ系アメリカ人への適用の可能性

北　美　幸

はじめに
一　ホワイトネス研究の登場とその概要
二　ユダヤ系アメリカ人の白人化？　―「処遇」と「意識」に注目して―
（一）　レオ・フランク事件　―二〇世紀初頭のユダヤ人―黒人関係―
（二）　公民権運動期　―北部ユダヤ人と南部ユダヤ人―
（三）　アファーマティヴ・アクションをめぐって
三　ユダヤ人系アメリカ人のリベラリズムとホワイトネス
結びにかえて　―「アメリカ化」と「白人化」―

はじめに

アメリカ合衆国における様々なエスニック・グループの中でも、ユダヤ人—黒人関係という特定の二グループに着目した研究が一九七〇年代以降盛んになってきている。それ自体は、一九六〇年代後半から表面化し始めた学校区におけるコミュニティー・コントロール、アファーマティヴ・アクション（積極的差別解消策）、世界政治におけるイスラエルの役割といった問題をめぐる両グループの見解の違いを背景としたものであると考えられるが、特に一九八〇年代後半からは、ネイション・オブ・イスラムなど黒人団体指導者による反ユダヤ発言がみられるようになり、また、ニューヨーク市ブルックリンにおいては正統派ユダヤ教徒と黒人の物理的衝突であるクラウンハイツ暴動が発生するなど、ユダヤ人と黒人の間の緊張はますます高まっている。

この二つのグループは、ともに合衆国におけるマイノリティとして差別された経験を持つことから、連帯感と親近感を抱きつつ逆に強く反発しあいもするという微妙な関係を培ってきたといわれており、評論などの分野で両者の関係は以前から語られてきた。例えば一九四八年、黒人の知識人であり作家のジェームス・ボールドウィンは、「黒人はユダヤ人に深く共鳴している。信心深い黒人は、非情な奴隷主の元でエジプトから導き出してくれるモーゼを待つユダヤ人と自分を同一視している」[1]と述べる一方、同じエッセイの中で「この複雑な構造の中では、黒人とユダヤ人の間には真の協調は相当に難しい…アメリカ社会の構造が、双方のマイノリティ・グループを永久的な敵対関係に追い込んでいるのだ」[2]とその複雑さを指摘している。

本稿では、両者のグループ間関係をより広くアメリカ史の文脈の中に位置付けるための試みとして、ユダヤ人の黒人問題および公民権運動への関わりを、近年、合衆国の移民史、人種関係史研究において注目されつつある概念、「白人性（ホワイトネス）」と関連させて考察することとする。というのは、殊に自らがユダヤ系である研究者達は、二〇世紀前半に築かれた

ユダヤ人と黒人の「同盟」関係が一九六四年公民権法成立以降の諸処の出来事により「闘争」関係に変容し現在では修復不可能になってしまったと考え、そのことを嘆く傾向があるのだが、[3] 一方この状態に関して、「多くのユダヤ人の人種主義（レイシズム）は、白人のアメリカ人の人種主義と切り離せないし区別が出来ない」[4] とロバート・G・ワイスボードが述べ、「黒人は反白人だから反ユダヤなのである」[5] と一九六七年に再びボールドウィンが述べるように、以前はマイノリティとして黒人と利害を共有したユダヤ人が第二次世界大戦後に社会的上昇を果たして保守化し、黒人を差別し黒人と対峙してきた「白人」になってしまったことが現在の彼等の関係の亀裂の最大要因であるという、ユダヤ人側の変化を指摘する別の見方もなされているのである。そこで本稿では、いったんユダヤ人が「白人」であることの自明性を検証しなおすホワイトネス研究の視点を取り入れることにより、白人―黒人関係でないユダヤ人―黒人関係の展開の可能性を探ることとしたい。

一　ホワイトネス研究の登場とその概要

人種的、民族的に複雑な構成を持つアメリカ社会において、そこに住む人々が国民としてまとまりを持つことができるのかどうかは重要な関心事である。アメリカ史研究においては、一九六〇年代後半以降「新しい社会史」研究が提唱され、従来の歴史叙述において無視あるいは軽視されてきた様々な人々を正面に捉え、「下から見た」新たなアメリカ史像を作り出そうという試みが行われるようになった。そして「新しい社会史」の興隆によりアフリカ系、アジア系、ネイティブ・アメリカン、ヒスパニック系などに関する研究が増えるのと同時に、あるいはその一方で、これらのグループを除いた所謂「ホワイト・エスニック」すなわちヨーロッパ系白人の間では「るつぼ」が出来上がりつつあるという主張がなされるようになった。例えば、スティーヴン・スタインバーグは移民の世代という点からこの現象を説明

しようとし、移民の第四世代をエスニックの歴史における分水嶺と位置付けた。彼によると、移民二世や三世は父母、祖父母が外国生まれだったが第四世代は祖父母もアメリカ生まれであり、衰えつつあるエスニシティを回復し再主張しようにも、彼等は起源の国に遡る直接的な先祖の記憶を持っていないという。[6] またエマニュエル・トッドも、白人に関しては客観的な民族的差異が消失しようとしている同化の最終段階であり、「民族的差異の探求と尊重とは、せいぜい民族独自の料理への（ときに見当違いの）こだわり程度」であり、もはやアメリカには「複数の白人文化は存在しない」と論じている。[7]

このような研究の傾向にさらに対抗するものとして一九九〇年代に入って登場したホワイトネス（whiteness＝白人性）研究とは、改めて合衆国内の「人種」問題に着目し、ヨーロッパ系（＝非ヒスパニック系）「白人」の生成過程を明らかにしようとするものである。すなわち、そもそも「白人」の概念は社会的、歴史的に創造されたものであることをその定義や範囲が時と場合に応じて揺れ動いていることから示すと同時に、アングロ・サクソンが多数派であった「植民者」、北・西欧系の「旧移民」、南・東欧系の「新移民」といったヨーロッパ系白人内部の相違がどのようにして消滅あるいは克服され、彼等がいかにして「白人」の属性を獲得したのかを描こうとする研究である。その際、特に重要になるのが、「白い肌の特権」（white skin privilege）あるいは「白人であることの報酬」（wage of whiteness）という概念である。すなわち、「白人」の創造にはその対極としての「黒人」が否応なく必要とされるのであるが、「白人」であることには「特権」や「報酬」が伴うことを理解したヨーロッパ系移民たちは、「人種的」差異を黒人に固着させ彼等を犠牲にすることによって逆説的に「白人」内部の平等を実現したことが指摘されたのであった。

例えばデーヴィッド・R・ローディガーは、アイルランド人移民がいかにして「白人」の仲間入りを果たしたのかを描き、ホワイトネス研究の先駆者となった。一九世紀中葉に移民数が激増したアイルランド人が、ノー・ナッシング党などによる激しい排斥にさらされたことはよく知られている。しかしそれは、彼等がカトリックであったという宗教の

違い、アイルランドの英国に対する政治的、経済的、社会的に従属的な地位、あるいは飢饉を逃れて移民してきたという貧困だけが理由ではなかった。彼等を迎えたのは、アイルランド人をアングロ・サクソン人とは異なる「人種」とみなす反外国人感情と排斥運動であり、彼等は人種的系譜から見て白人に含められるのには問題があるとされた。アイルランド人はアフリカに起源を持つ肌色の浅黒い人種（dark race）とされ、南北戦争前のフィラデルフィアで「〝アイリッシュマン〟と呼ばれることは〝ニガー〟と呼ばれるのとほとんど同じくらいの侮辱」であったという。また、雑誌『ハーパーズ』等に掲載された風刺漫画において、アイルランド人はしばしば猿のような姿で描写され、白人と黒人の中間に位置する人種とみなされた。要するに、アイルランド人が白人であることは、この時期決して自明のことではなかったのである。[8]

実際のところ、身体上の特徴はともかく、社会経済的にはアイルランド人と黒人は非常に近い集団であった。アイルランド人と北部に住む自由黒人はしばしば伝染病の蔓延するスラム街で隣り合って暮らし、召し使いや運輸業など不熟練の肉体労働につくことが多かった。そして、居住区や職業以外の点でもアイルランド人は黒人との近接性や類似が指摘された。カトリックのアイルランド「人種」は「野蛮」であるから黒人と知性の面において同レベルであり、「より低次の」楽しみを求め「悪徳の興奮」と「単なる動物的な満足」を求める「情欲」の「奴隷」であるとされた。また、黒人と同様に時間を守らない勤勉でない習癖の悪い集団であり、「軽率」で「横柄」であるのみならず、怠惰でギャンブル好きな大酒飲みとみなされた。場合によっては、彼等は黒人よりも価値の低い労働力として汚い危険な仕事をさせられることすらあった。南部のあるプランターは、北部からの訪問者に、洪水地域の排水に自分の奴隷を使わないでアイルランド人を雇ったと話した。彼は言った。「危険な仕事だからです。黒人の生命はあまりに高価で、そのような危険にさらすことはできません。もし、黒人が死んだりしたら、かなりの損失になりますからね。」[9]

このような事態に直面したアイルランド人たちは、労働市場においては同じ低賃金労働者、社会的には白人により差

別されるマイノリティとして黒人と連帯するよりはむしろ、彼等を排斥することで黒人との差異を強調し、黒人の対極にあるものとしての「白人」になる道を選択した。例えば南北戦争時の一八六三年、ニューヨークにおける徴兵暴動において、徴兵に反対する労働者たちは徴兵事務所や警察、役所などの公共施設を襲い焼き討ちにしたが、その際、北軍がもたらすであろう人種的身分の除去を深く憂慮したアイルランド人たちは黒人を襲ったのであった。また一八四〇、五〇年代には彼等は、ストライキや黒人に対する暴力といった手段により同じ仕事に就いている黒人労働者を全面的に解雇することを経営者に約束させ、自分たちの職場を黒人のいない「白人」の職場にしようとした。彼等の職場の「白色化」の意図は、例えばニューヨークを初めとした港湾労働者の場合、労働市場におけるアイルランド人の最大のライバルはドイツ人あるいは他のアイルランド人移民であり、実際の自由黒人の労働者は数の上で彼等と競合する関係にはなかったことに明瞭に読み取れると言ってよい。[10]

似たような「人種」をめぐる図式は二〇世紀初頭の新移民とアジア系移民の関係にも見ることができる。シカゴのチェコ移民の代弁者であるアドルフ・サバス（Adolph Sabath）下院議員を中心とする新移民の政治指導者達は、一九二四年移民法案をめぐる議論の中で、南・東欧移民の制限を目的とする出身国別移民割当に反対する一方で、帰化不能外人の入国禁止条項（いわゆる「排日規定」）の導入を強く求めていた。仮に、一九二四年移民法で導入された出身国別移民割当数を算出する計算式に一八九〇年時点の日系住民の数を当てはめると、その数は四六名となる。ということは、単にほぼ実質的な意味での日本人の入国禁止ということであれば、南・東欧移民を制限したのと同じ方法でも十分に達成は可能であった。にもかかわらず、この一年間あたりわずか四六名をあえて南・東欧移民を制限するのとは別の条項の付加により「制限」ではなく「禁止」しようとする彼等の意思表示は、新移民とアジア系の間に明確な人種的境界線が存在することを示し、自集団があくまでカラー・ラインの白人の側にいることをアピールしようとした象徴的な行動であった。[11]

以上のように、ホワイトネス研究は、偏見や差別にさらされればさらされるほどヨーロッパ人移民が黒人やときには東洋人移民との相違を強調し、職場や居住区で境界線を明確にし、暴力を用いてでも非白人の排斥に関与したことを白日の下にさらし、彼等の成功や同化や愛国心が、こうした黒人や東洋人を犠牲にしたうえでの「白人性」の獲得によって達成されたことを明らかにした。[12] このように、「白人」、「黒人」、「黄色人種」といった分類が以前から直接的な肌の色を指すものではなかったこと、特に「白人」とは決して一枚岩的なものではなく、それゆえにアイルランド文化やイタリア文化といった個々のエスニック文化はあっても白人の文化というものは存在しないことが指摘されると、現在ではさらに、「白人性」が構築された概念であるということはそれを脱構築することも可能であるはずであり、またそうすべきであるという運動さえ生まれているのである。[13]

二　ユダヤ系アメリカ人の白人化？　―「処遇」と「意識」に注目して―

さて本節では、以上の議論をもとに、白人化とは「黒人公民権への否定的態度や、徹底した職場からの黒人排除と居住区での隔離」[14]であるという前提に基づいて、ユダヤ人の「白人化」の過程を、彼等の黒人問題への関わり方が如何様に変化してきたのかという視点から見ていくこととする。その際本稿では、白人化をめぐるユダヤ人の「処遇」と「意識」を区別することを念頭において分析を進めたい。すなわち、周囲からあるいは法制度上の立場としてユダヤ人が「白人」として扱われたかどうかと、彼等自身が「白人」意識を持ったこと、あるいは「白人」になろうとしたことの間にはずれがあったのではないかということである。マシュー・F・ジェイコブソンなど既存のホワイトネス研究で指摘されているところに従えば、一九二四年の移民法制定により南・東欧移民の新たな流入が大幅に制限され、白人の間に集団としての安定が見られるようになった結果、「コーカサス人種」として、現在我々が肌の色（color）を基準に考

える「白人」の概念が一九二〇年代か遅くとも一九四〇年代には定着したということであるが、[15] やや結論を先取りすれば、ユダヤ人の場合、彼等の意識の上での白人化は相当に遅い時期であった、あるいは黒人に対する攻撃的な姿勢の有無ということになると、未だ白人化していないとさえ考えられる。なお、ヨーロッパで展開された反ユダヤ主義およびナチズムにおいて、ユダヤ人であることが「セム人」という「人種」・血統の問題として扱われたことに関連しての考察は、本稿においては手付かずになっていることをあらかじめお断りしておきたい。

（一）レオ・フランク事件 ―二〇世紀初頭のユダヤ人―黒人関係―

ユダヤ人は早い時期から黒人の権利獲得の戦いに参加し、人種差別解消のために努力したといわれているものの、ロシア・東欧から宗教的、経済的迫害を逃れて大量のユダヤ系移民が合衆国に入国し北東部大都市に居住し始めるのは一八八〇年代以降であり、しかもその後すぐにはユダヤ人と黒人の日常的な場面での接触は始まらなかった。黒人が職を求めて北部、中西部の諸都市に移住するのはもう少し後のことであり、二〇世紀初めの時点では黒人の九〇％は南部に住んでいたのであった。

この時期には、主にドイツ系である富裕なユダヤ人と黒人指導者らの間に接触があったことが分かっている。当時、黒人指導者として最大の影響力をもっていたワシントン（Booker T. Washington）は、奴隷解放後に自由人となった黒人たちの社会適応を助けるため、アラバマ州に黒人の職業訓練校であるタスキーギ学院を創設し、黒人が手に職をつけ白人の支配と調和するよう説いたが、シアーズ・ローバック社長のユダヤ人ローゼンウォルド（Julius Rosenwald）は彼の自伝『奴隷より立ち上がりて』に深く感銘を受け、同校の理事をつとめたのであった。その他にも彼は黒人の学校教育に多額の寄付をし、それらの学校はローゼンウォルド・スクールと呼ばれるが、その範囲は南部一五州に及び、

例えばサウスキャロライナ州の黒人用公教育の九五％、アラバマ州の九〇％をカバーしていたという。また、エデルマン（Louis Edelman）というユダヤ人医師が、タスキーギ学院の生徒に無料の眼科や耳鼻咽喉科の治療サービスを行ったという記録もある。[16]

しかしながら、セス・フォーマンが指摘するように、より広い範囲でユダヤ人の黒人の問題への関心が強まったのが一九一五年のレオ・フランク事件であることにはほとんど疑いの余地はない。[17] 事件の概要を記しておくと以下のようになる。

ジョージア州アトランタのユダヤ人実業家レオ・フランク（Leo Frank）は、一九一三年四月、自らが工場長を勤める鉛筆工場の一三歳の白人の女子工員メアリー・フェイガン（Mary Phagan）をレイプ殺害したかどで逮捕された。彼女は工場内で何者かにより絞殺されており、当日、事務室で一人で作業をしていたフランクに容疑の目が向けられたのであった。事件は市内に住むネイティブ白人たちに甚大な衝撃を与え、裁判は極めてセンセーショナルなものになった。事件からおよそ三ヵ月後の第一審の開廷の際には、数千人もの群集が法廷を取り囲んだ。フランクは無実を主張したが、工場の黒人の掃除夫ジム・コンリー（Jim Conley）による、「メアリーを殺害したのはフランクであり、自分は遺体を隠すよう命令された」という証言が採用され、一九一三年八月二三日、陪審員は全員一致でフランクに有罪の評決を下し、翌日には死刑の判決が下ったのであった。

事件はここで終わらなかった。フランクの無罪を確信したジョージア州のスレイトン知事は、処刑予定日の前日、絞首刑を終身刑へと減刑する命令を下した。すると、知事の減刑命令の報道を知り、怒り狂った白人の住民たちは州議事堂の周囲で行進をはじめた。さらには、ユダヤ人住民の各家庭にアトランタ市内からの立ち退きを求める脅迫状が送られるようになり、ユダヤ人所有の店舗や工場も襲撃された。そして、およそ二ヵ月後の一九一五年八月一七日、暴徒たちはフランクを牢獄から引きずり出し、木に吊るしてその命を奪ったのであった。[18]

この事件は、全米のユダヤ人社会を震え上がらせた反ユダヤ主義の事件であったが、同時に、ユダヤ人の「白人」としての人種的地位が極めて不安定であることを物語るものでもあった。というのは、フランクは、専ら黒人に向けられた暴力行為であったリンチという方法で命を奪われたのであるし、当時、南北戦争後の所謂ブラック・コードにより決定的な人種差別の対象となっていた黒人は、通常白人が関与する裁判での証言は認められていなかったにもかかわらず、法廷はコンリーの証言を決定的証拠として採用するという、いわばタブーを犯してまで彼の有罪を引き出したのであった。仮にフランクが南部生粋の「白人」であったなら、犯罪歴のある黒人の証言が採用され、死刑判決の決定に群集が歓喜するなど考えられないことであった。

とはいえ、南部という地域性に鑑みれば、フランクがリンチ殺害されるに至った実際の理由はより重層的なものであったと思われる。二〇世紀初頭に南部の都市で始まった急速な産業化の進展により、それまで農業を営んでいた労働者層に属する人口の多くは、離農を余儀なくされ都市へと移動していた。特に、女性達が繊維産業等に従事し、家庭外で賃金を得るようになってくると、妻や娘に対する支配権を「男」の証と考えてきた伝統的な南部の独立自営農民たちの間では不安が高まり、さらにそれは彼女達に対する性的な接触が行われることへの恐怖感へと変わっていたのであった。フランクはニューヨーク市ブルックリンからやってきた名門コーネル大学卒の若き実業家であり、彼の死刑判決およびリンチ殺害に対する民衆の熱狂は、日々、不熟練労働者として貧しい生活を強いられ、父権の喪失を感じていた南部労働者階級の新参の北部資本家に対する怒りを代弁していたとも言えるであろう。(19)

よって、フランクがリンチされた理由を単に「当時のユダヤ人が白人でなかったから」という「人種」の問題に帰結させることはいささか短絡的であろうが、かかる事態に対しユダヤ人たちが取った行動は、少なくとも「意識」の面でユダヤ人がいまだ白人化していなかったことを示しているだろう。ユダヤ人が黒人と同じ方法でリンチされたという事実に直面した彼等は、「白人」扱いを要求して黒人と自分たちの間に線引きをすることに躍起になるよりはむしろ、共

通の迫害体験をもつマイノリティとして、黒人との連帯を強め、彼等に対する差別や暴力に対抗したのであった。ユダヤ人は全国黒人地位向上協会（National Association for the Advancement of Colored People＝NAACP）の反リンチ運動に傾倒した。フランクの弁護士をつとめたルイス・マーシャル（Louis Marshall）は同協会の理事に加わり、法的弁護委員会に奉仕した。また、広報部長ハーバート・セリグマン（Herbert Seligman）は、ミシシッピ州におけるリンチについて調査し、『ニュー・リパブリック』、『カレント・オピニオン』、『ネイション』などに意見を投稿したのであった。[20]

また、エリートのレベルを離れてもリンチはユダヤ人たちの関心を集め、ユダヤ系新聞の『アメリカン・ジューイッシュ・ワールド』や『イスラエルの子』もフランク事件後から一九三〇年代にいたるまで、連邦による反リンチ法制定の必要性を強く訴えた。[21] ニューヨークのイディッシュ語新聞『フォワード』も黒人を合衆国の不寛容の犠牲者として大々的に取り上げるようになり、元奴隷による奴隷売買の回想記を連載した。一九一七年にイースト・セントルイスで三三人の黒人が死亡した人種暴動が起こった際には、暴動は一九〇三年にロシアのキシニョフで起こったポグロム（帝政ロシアのユダヤ人虐殺）に例えられ、ユダヤ人の経験と黒人の経験が重ね合わせられたのであった。[22]

以上のように、二〇世紀初頭には、「処遇」においても「意識」においても、ユダヤ人社会はいまだ「白人化」していなかった。ユダヤ人たちは、古くから南部に住むネイティブ白人から「白人」と見なされず、黒人に対するのと同じリンチの対象となった。そして彼等は、自分達が黒人が被っているのとまったく変わらない迫害の犠牲者になりうることを実感しながらも、白人の仲間入りを求めることでその迫害を避けるよりはむしろ、黒人との「マイノリティとしての団結」を選択したのであった。なお一九三一年には、九人の黒人の若者が、無実であるにもかかわらずアラバマ州の貨物列車の中で二人の白人女性を強姦した罪で告訴され、最年少の一名に終身刑、残り八名に死刑が宣告された「スコッツボロー事件」が起こっているが、その際、少年たちの弁護に活躍したのはユダヤ人の弁護士リーボウィッツ

(Samuel Leibowitz) であった。このように、黒人の窮状に対するユダヤ人の好意的な姿勢は一九三〇年代以降も継続していたことが確認される。

(二) 公民権運動期 ―北部ユダヤ人と南部ユダヤ人―

しかしこのような傾向も、ユダヤ人社会内部の多様性というより細かなレベルで観察してみると、ユダヤ人全般にあてはまるものではなかったことが分かる。というのは、例えば反名誉毀損同盟 (Anti-Defamation League) の結成に一つの成果を見るレオ・フランク事件を契機としたユダヤ人の黒人への共感や差別撤廃への取り組みは、ユダヤ人人口が多く集中し、それゆえに社会的、経済的にある程度の影響力を持ち始めていた北部ユダヤ人の間でのものであった。また、合衆国内の人種関係について詳しく報道し、黒人の窮状に対して強い共感と同情を示したイディッシュ語新聞も、その読者は東欧から移民して間もなくニューヨーク等の北部大都市に住む人々だった。本節では、例えば一九三七年には全国四七七万人のうち約半数の二二〇万人がニューヨーク州に住み、さらにその約九二%がニューヨーク市内に住んでいたというように、[23] ユダヤ人の居住地が北東部に偏っていたことは踏まえつつも、公民権運動が展開された「現場」であった南部諸州のユダヤ人たちの人種隔離制度撤廃への態度を中心に、彼等の間では北部ユダヤ人に先駆けて「白人性」の獲得が進行していた可能性を指摘したい。

アラバマ州モントゴメリーで一九五五年一二月に開始されたバス・ボイコット運動を契機として、それまで主に法廷闘争としてエリートに担われていた公民権運動は一般の人たちも参加する大衆運動にその性格を変え、その後、およそ一〇年間に渡って盛り上がりを見せることとなる。一般に、ユダヤ人はこの運動の中心となったキング牧師に積極的に協力し、運動の資金援助にも協力的であったと理解されてきた。公民権運動のボランティアであった白人の半数以上は

ユダヤ人であったといわれ、特に、一九六四年六月にミシシッピ州で黒人教会の焼き討ち事件の調査に出かけたまま行方不明となり、黒人のボランティア青年チェイニー（James Chaney）とともにユダヤ人の公民権活動家シュワーナー（Michael Schwerner）とグッドマン（Andrew Goodman）が人種差別主義者によって殺害されたニュースは、全米の関心を集めたばかりか国際的にも大きな反響を呼んだのであった。[24]

しかし、このような公民権運動への積極的な参加が「常識」[25]とさえ言われる一方で、人口の流動性が高い都市部や大学キャンパスにおけるユダヤ人学生団体などの例外を除き、概して南部ユダヤ人は全ての市民に平等な権利を与えることに関して用心深い態度をとっていた。例えば、一九五四年に連邦最高裁がブラウン判決（Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483 (1954)）において「分離された教育は本質的に不平等である」として黒人の人種隔離教育制度を違憲とした際に既に、南部ユダヤ人と北部ユダヤ人ではこの件に関する意見が異なっていた。アメリカ・ユダヤ人委員会（American Jewish Committee）、アメリカ・ユダヤ人会議（American Jewish Congress）、反名誉毀損同盟といったニューヨーク市に本部を置く全国的ユダヤ人団体は、黒人の原告を支持し、分離教育が黒人児童に与える心理的傷害についての臨床実験に資金提供を行うなど、裁判が争われているときからその支援に関わっていた。それに対し南部では、ルイジアナ、ミシシッピ、バージニア各州の反名誉毀損同盟の支部が、同盟本部に対し、人種隔離制度撤廃への姿勢を考え直すよう求める決議を行っている。[26]

このような人種隔離制度撤廃をめぐる意識の違いはユダヤ人社会内部の亀裂をも生むことになった。南部ユダヤ人の非協力的な姿勢に対して北部ユダヤ人は苛立ちをあらわにした。ブラウン判決前の一九四六年の時点で既にこの傾向は見られており、「南部ユダヤ人は黒人に対する不正という犯罪の共犯者である」という、彼等を非難する文章がユダヤ教再建主義者の雑誌に掲載されている。[27] また一九五六年の全国ユダヤ人コミュニティ関係会議（National Jewish Community Relations Council）の会合においては、南部ユダヤ人の人種隔離制度撤廃への不承不承の態度はナチスへ

の賛同と同じであるとの声が聞かれ、さらに同会議の一九五八年の総会では、全国黒人地位向上協会のユダヤ人幹部ウィルキンズ（Roy Wilkins）が、南部ユダヤ人の活動は黒人の助けになってないばかりでなく、むしろ人種隔離制度撤廃への戦いに有害であるとさえ発言したのであった。[28]

むろん、南部ユダヤ人が総じて公民権運動に対してこのような態度を取っていた訳ではない。ラビ（ユダヤ教の指導者）の中には、ミシシッピ州のマンティンバンド（Charles Mantinband）やジョージア州のロスチャイルド（Jacob Rothchild）などのように、堂々と公民権運動への賛同を表明するものもいた。また、一般的に言って、南部ユダヤ人は北部ユダヤ人や北部にある全国的ユダヤ人団体の本部ほど熱心ではなかったけれども、やはり圧倒的に南部の他の白人よりも人種隔離制度撤廃を受け入れていた。一九六〇年の調査によると、長い目で見て人種隔離制度撤廃は避けられないしむしろ望ましいと感じているユダヤ人は南部白人の二倍であり、黒人は白人よりも生まれつき劣っていると考えるのは三分の一であった。[29] 明らかな「人種主義者」は非常に少数であったうえ、全国的ユダヤ人団体の公的な方針に反対している南部ユダヤ人のリーダーでも、しばしば、実は個人的には賛成である旨を明かすこともあったという。[30] とすると、南部ユダヤ人の公民権運動への態度は、アレン・クラウスによる「臆病な友人」という言葉で最もよく説明されるのではなかろうか。彼は、人種隔離制度撤廃に関して南部ユダヤ人を「戦う友人（fighting friends）」、「臆病な友人（frightened friends）」、「黒人活動家の敵（foes of the Negro activists）」に分類した場合、およそ七五％が黒人達の窮状に心を痛めつつも公然と彼等に味方することができない「臆病な友人」であったと分析している。[31]

以上のように、南部ユダヤ人が公民権運動に際し北部ユダヤ人と異なる行動を取った理由はいかなるものであったのであろうか。その答えは再び、南部における人種をめぐる彼等の立ち位置に深く関係すると思われる。

もともと南部では、反ユダヤ主義は北部に比べ歴史的に希薄であった。もちろん、南北戦争時から一九五〇年代を通じて南部総人口の一％以下と人口がもとより少なく、[32] さらに、キリスト教に近く世俗的な性格が強い改革派ユダヤ教を

奉じる割合が高いために南部におけるユダヤ人が視覚的にも目立たない存在であったことが、その一つの要因であった。しかし、黒人の存在、正確にいえば奴隷制度と南北戦争後も温存された強固なカラー・ラインの存在が、より重要なもう一つの要因であった。というのは、総人口の半数近い黒人を力で押さえつけていくためには、ユダヤ人も含めたすべての白人を上位に立つ平等者とみなし、結束する必要があった。白人の優位性こそが何よりも強調されなければならなかった南部社会では、結果的に白人各集団の差異は意図的に不明瞭にされてきたのであった。[33] フォーマンは、ユダヤ人が何らかの特権を持った白人としての称号を初めて手に入れたのは南部においてであったと述べている。[34]

ユダヤ人史家バートラム・W・コーンの表現によれば黒人は「南部社会の逃がし弁（escape value）」[35]であり、ユダヤ人は、黒人がいなければ受けていたはずの偏見や差別を全て吸収してくれる彼等のおかげで地位と安全を手に入れたのであった。よって、自分達の比較的安全な地位と境遇が借り物であることを自覚していた南部ユダヤ人は、反ユダヤ主義に対する恐怖心から、ネイティブ白人の不興を買うような行為を極力回避すると同時に、地域社会の規範に順応して生活するよう特別な努力を払い続けた。この地域社会への順応とは、すなわち黒人に対する差別体制への追従であった。殊に、レオ・フランク事件を経験し、自分達がいつ差別を受ける側に回されるかもしれないマージナルな立場にあることを思い知らされた後の彼等は、差別や迫害への恐怖の裏返しとして、カラー・ラインの黒人と反対の側にいる「白人」として振舞うことに心を砕いたのであった。南部ユダヤ人の状況についてカール・アルパートは嘆いた。「南部ユダヤ人の問題は非ユダヤ人よりも反黒人的であるということではない。彼の唯一の罪は隣人と同じようにしていることだ。（傍点筆者）[36]」

アラバマ州バーミンガムでのデモ行進の際、ある少年は北部から訪れているラビに電話して言った。「私達が行う勇気の出ないことをして下さって嬉しく思います。…しかしお願いです。私達を危険にさらさないで下さい。シナゴーグが爆破されるのです。[37]」このような「臆病な友人」としての南部ユダヤ人の行動は、物理的に黒人を攻撃し、あるいは

職場や居住区で黒人を自分達から遠ざけようとした一九世紀中葉のアイルランド人の白人化と同一視することはできないかもしれない。彼等は積極的に白人化することを求めたというよりは、とりあえずの自分達の人種的「処遇」が白人のそれであることに乗じて他の白人たちと同一行動をとることが多かった。よって、彼等の人種「意識」までが白人であったのかどうかに関して軽率な判断を下すことはここではできないが、少なくとも当時の南部社会での生き残り「手段」としては白人たることを選択したといえるだろう。然るに、特に一九五〇年代後半からの公民権運動期に関していうと、南部ユダヤ人の間では消極的な形ではあるが「白人化」が進行しつつあったといえるのではないだろうか。

（三）　アファーマティヴ・アクションをめぐって

一九六四年の公民権法、一九六五年の投票権法の成立を以って公民権運動は一応の成果を収めた。一九六四年公民権法とりわけその第七編（Title VII）は、人種、宗教、性、出身国、皮膚の色といった標識を理由とする私的雇用関係における異なる取り扱いを全面的に違法とするものであり、黒人であるか白人であるかを一切考慮の対象とせず、すべての人を同様に、異なる取り扱いを行うことなく処遇するという、それまでの人種統合の動きで求められていた理念を確実に実現しようとした画期的なものであった。[38]

その後導入されたアファーマティヴ・アクション（積極的差別解消策）は、法律上の平等が達成されただけでは取り除くことのできない根強い差別を除去するには、それまで差別されてきた人々に対して門戸を開放するのみならず積極的に中に招き入れることが必要であるとの考えから、彼等の雇用や昇進、高等教育機関への入学の機会を増やすために特別の配慮を行おうとするものであった。広義にはマイノリティを対象とした奨学金や職業訓練、補習や広報活動[39]も含められるが、多くの場合には、企業や大学におけるマイノリティの人数や全体に占める割合の目標数値（goal）とそれ

を達成するための時間割表（time table）を作成し実行する雇用あるいは入学政策上のプログラムを指す。最初に雇用分野におけるアファーマティヴ・アクションを要求したのは一九六五年の大統領行政命令一一二四六号であり、それは今日においてもアファーマティヴ・アクションの概念の中核として重要な役割を果たしている。

アファーマティヴ・アクションはある意味、平等を逆転の発想により実現しようとするものであった。すなわち、それまで目標とされたものは、カラー・ブラインド（肌の色の違いを無視する）による個人主義の徹底であり自由競争の実現であった。それゆえにその方向は、差別が認定された際のバックペイ（溯っての給与支払い）、雇用回復などはもとより、企業に対し、仕事内容に直接関係しない人種や宗教等を記載させる欄を応募用紙に設けることを禁止するといったことにも向かっていたのであった。しかしながら今度は、マイノリティである人に対して優遇を行うためとはいえ、改めて企業への採用希望者や大学への入学志願者の人種、宗教、性別等に着目することが必要になる。そのため、カラー・コンシャス（肌の色の違いに着目する）なこの政策に対しては、伝統的アメリカの理念である「機会の平等」に反した「結果の平等」を追求するものであるとの批判が聞かれ、また同時に、構造的な経済格差に及んでいるマイノリティとそうでない者の間の深い溝を埋めるためには暫定的にこういったラディカルな方法が必要であるとの意見もあがり、その是非を巡っては賛否両論の一大議論が巻き起こされたのであった。

アファーマティヴ・アクションの展開は、黒人が特に不利な状態にあるマイノリティであるというだけでなく、ユダヤ人がもはやマイノリティではないという公的な認識を象徴することとなった。というのは、アファーマティヴ・アクションは、人種間および男女間には能力差や役割分担は一切存在しないのだから、差別が存在しない／解消されたのであれば、自由な競争の結果は人種構成比や男女人口比に応じて現れるであろうとの基本的前提に基づいて運用されるため、マイノリティ受け入れ目標を定める際の基数および計画が成功しているかどうかの判断指標は、当該企業や大学の人種、性別等の人口構成比が周辺地域のそれ及びそれに如何に近づきつつあるかに置かれたのであった。そのため、関

係のあるすべての人が人口比を下回っているので優遇を受ける「マイノリティ」、あるいは既に人口比を上回っているのでパイを奪われる「マジョリティ」に二分されざるを得なくなり、黒人とユダヤ人はその意味において別々の側に属することになったのである。

そして、連邦政府がアファーマティヴ・アクションにおいてユダヤ人を「白人」の仲間入りさせたのは、一九七三年の行政管理予算局命令第一五号においてであった。その文書は合衆国における公的な五つの人種カテゴリーを定めたもので、アフリカ系アメリカ人、アジア系アメリカ人、プエルトリコ／ラティーノ、ネイティブ・アメリカン／太平洋諸島系に分類される個人は、五つ目のグループ「非ヒスパニックの白人」に歴史的に抑圧されてきたということを記していた。とはいえ、実はその後しばらくの間、この文書は人目につくことはなかった。この命令がユダヤ人に意味するところが明らかになったのは、一九七七年の連合ユダヤ人組織対ケアリー（United Jewish Organizations v. Carey, 430 U.S. 144 (1977)）に関する連邦最高裁判決であった。ケアリー訴訟は、ニューヨーク市ブルックリンのハシディズム（ユダヤ教敬虔主義）コミュニティがニューヨーク州を相手取って起こしたもので、マイノリティの議員を確保するために選挙区割の線引きをし直すと、それまで一つの選挙区の中にあったユダヤ人のコミュニティが分断されてしまい、それはユダヤ人に対する差別であると訴えた事件であった。しかし連邦最高裁は、「白人」が投票に際して不利になる問題はこの場合生じていないと結論付けた。すなわち、ハシディズムのユダヤ人とアイルランド人、ポーランド人、イタリア人を祖先に持つカトリック教徒は、命令第一五号による同じ人種的コミュニティ「非ヒスパニックの白人」に属すると判断されたのであった。[40]

こうして、ユダヤ人はアファーマティヴ・アクションの適用における人種的分類という「処遇」の面で白人に属することが確認されたのだが、では、彼等自身のアファーマティヴ・アクションに対する反応や「意識」はいかなるものだったのだろうか。このことに関しては、アファーマティヴ・アクションは一般的にユダヤ人には不評であったと考え

られている。もとより、「非ヒスパニック系白人」は、黒人その他のマイノリティに企業や大学などの門戸が開放される分、不利になったので、アファーマティヴ・アクションは白人（男性）に対する逆差別であると主張され、概して彼等の間では反対論が強かった。そして、ユダヤ人独自の事情や職業の偏りに鑑みても、アファーマティヴ・アクションにおける決定はすべて、能力を基礎とした社会的上昇の恩恵を受けてきた彼等に大いに不利な影響を与えるものであった。しかも、公立学校の教師や他の公務員、大学教員、医師、弁護士などユダヤ人が集中しがちな職業は、雇用の面でも職業訓練の面でもアファーマティヴ・アクションが特に重点的に確立された分野なのであった。[41]

特に、アメリカ・ユダヤ人委員会、アメリカ・ユダヤ人会議、反名誉毀損同盟の三大在米ユダヤ人団体がすべて、アファーマティヴ・アクションに関する最初の連邦最高裁判決として注目されたバッキ判決（The Regents of the University of California v. Allan Bakke, 438 U.S. 265 (1978)）の際、上告人であるカリフォルニア大学デービス校医学部が実施していたマイノリティ学生のための特別入学制度を非難する立場を取ったことは、ユダヤ人はアファアーマティヴ・アクションに反対であるということを広く印象づけることとなった。この事件は、アラン・バッキというノルウェー系の男性が、彼が一九七三年、七四年の二度に渡り同校に不合格になったのは、人種を基準とした同校の特別入学制度のためであり、白人であるという彼の人種に基づいた差別であるとして大学側に入学を認めるよう提訴したものであった。判決に対する国民の関心の高さを示すように、バッキ事件の審理には一二一もの団体から「法廷の友」(amicus curiae) 意見書が提出されたのだが、うち八四という大勢が大学支持であった中、[42] 一昔前まで「黒人びいきのユダヤ野郎」と罵られながら公民権運動に奔走してきたユダヤ人がバッキ支持に回ったことは、彼等の「白人化」を象徴するかのような行動であった。

むろん、そうでなくても第二次世界大戦後にはユダヤ人の本格的な社会的、経済的上昇と反ユダヤ主義の減退が見られた上、一九六〇年代からはアーヴィング・クリストル (Irving Kristol) とネイサン・グレイザー (Nathan Glazer)

がそれぞれ『パブリック・インタレスト』と『ナショナル・インタレスト』を創刊するなどユダヤ系知識人たちのネオ・コンサバティズム（新保守主義）への傾倒が明らかになり、彼等はもはや十分に「白人」の仲間入りを果たしたかのように見えた。以上のような事実を前には、この時期ユダヤ人は「処遇」のみならず「意識」の面でも白人化したと考えられようが、しかし例えばアメリカ・ユダヤ人委員会やアメリカ・ユダヤ人会議がその年次大会や会報において、アファーマティヴ・アクションはあくまでもマイノリティの数や割合の目標を設置するものであって厳格な割当ではないことを踏まえた上で、反対どころかその適切な運用を推進することを表明しているところを見ると、「意識」の面での彼等の白人化は達成されたのかどうか、筆者としては今少し結論は保留しておきたいところである。(43)

三　ユダヤ人系アメリカ人のリベラリズムとホワイトネス

以上のように、ユダヤ系アメリカ人の「白人化」に関しては、周囲からの扱われ方、見られ方、あるいは法制度上の立場として彼等がいつから「白人」であったのかということと、彼等自身が自らを「白人である」とみなし白人であろうとしたことの間には、時間的にもそれ以外の点においても距離があるように思われる。「それ以外の点」についてより具体的にいえば、ホワイト・エスニックは黒人を差別することによって白人になったという既存のホワイトネス研究で指摘される主体的に白人化を求める行動が、ユダヤ人の場合はっきりと確認できなかったということである。

このようなユダヤ人の「白人化」の特殊性を説明する際に留意したいのが、ユダヤ系アメリカ人のリベラル派の論客たちにユダヤ人が白人であることをいまだ拒否する姿勢が見られることである。例えば、数々の全国的ユダヤ人団体の顧問をつとめ、一九六〇年代にはユダヤ人―黒人関係に関する最も主要なリベラル派の代弁者であったレオナード・フェインは言う。

私は時折、「ブラック」という言葉をニグロの代わりに使う。しかし私はこの言葉があまり好きではない。というのは、この言葉はアメリカを黒と白に二極化することを暗に意味しており、私はそれを不愉快で不正確であると思うのだ。事実、いかにアメリカで成功しているように見えようとも、ユダヤ人は白人ではないのである。我々は、象徴的に（symbolically）白人ではないし、実際のところも（literally）白人ではない。

我々は、自分たちが白いアメリカとともに固まることを許すべきではない。そこは我々の居場所ではないのだから。我々は、いまだあまりにも抑圧された人々であり、あまりにも拒絶された人々であり、この国においてさえ「白人」の称号をうけることができないのである。(44)

フェインは、ユダヤ人が「黒人」ではないことは認めるが、コミュニティとして白人として振舞うことのないよう、気をつけなければならないという。また、「ユダヤ人は、非ユダヤ人の側に反ユダヤ主義の記念碑的歴史についての大規模な記憶喪失があって初めて〝白人〟と見なされるのである」(45)と主張するマイケル・ラーナーも、アメリカ政治において「白人」であることは過去五〇〇年間に渡るヨーロッパによる搾取の受益者であることを意味するのだと述べ、ユダヤ人は自分達は白人ではないこと、そして、ユダヤ人が白人であるとして彼等の歴史を無きものにしようとする人はユダヤ人の抑圧者であることを自覚するよう呼びかけている。(46)

以上のように見てくると、「白人」であることは肌の色以上の政治的な意味を持っており、「白人性」は人為的に構築された概念であることが改めて確認される。このこと自体は、一九世紀中葉のアイルランド人や二〇世紀初頭の新移民のケースについて、彼等の人種的リベラリズムの否定による「白人の特権」の希求をホワイトネス研究の先達が既に指摘していたが、それは、白人としての「処遇」を受けたとしてもそれを拒否し、時には同胞に対して白人「意識」を放棄するよう呼びかけるという逆のベクトルで表出する場合もあるということが、右のリベラルなユダヤ人の例から明らかになった訳である。そういう意味では、これは同じ事に対する反対方向からの裏づけではあるのだが、しかし、ジェ

イコブソンなどによる、他の非アングロ・サクソンのヨーロッパ系移民と同様、人種としての「ユダヤ人性」(racial Jewishness) は既に一九四〇年代までに「コーカサス人種」に再編成されていた[47]というユダヤ人の白人化およびその時期に関する主張は、修正を迫られることになるのではないかと思われる。

さて、ユダヤ人を一様なものとして捉えることは誤りではあろうが、やはり彼等は、個人の自由、機会の平等、普遍的な教育 (universal education)、政府の経済への介入といったものを含むリベラリズムに伝統的に執着してきたし、今日でもその傾向はいまだ強くある。それは彼等の投票行動やイデオロギー的立場の表明などにも反映されており、例えば一九九二年一一月の大統領選挙の出口調査では八〇%以上のユダヤ人がクリントンを支持していたという[48]。その一方で、先に触れたユダヤ系知識人らのネオ・コンサバティズムへの傾倒に見られるユダヤ人の保守化は見逃すことのできない傾向であるし、また、政治・社会学者のシーモア・リプセットらが今日のアメリカ・ユダヤ人社会の最大の危機として強く警告しているのは、ユダヤ人が非ユダヤ人と結婚する割合が高いところから生じるユダヤ人人口の減少である[49]。そうなると、ユダヤ人の社会的、経済的上昇、保守化という形のリベラリズム離れが、非ユダヤ人との結婚の増加に代表されるユダヤ人アイデンティティの希薄化、すなわち、「ただのアメリカ白人」化と時を同じくして起こったことは偶然ではないだろう。

ともあれ、リベラルなユダヤ人は政治的、文化的創造物としての「白人」になることを拒否し「ユダヤ人」であり続けようとした。その点に、ユダヤ人のリベラリズムと「意識」の面でのホワイトネスをつなぐものが見出されると思われる。とすると、ユダヤ人のリベラリズム傾向が将来いかに変容するかに彼等の「白人」意識の今後も左右されるのではないだろうか。

結びにかえて ―「アメリカ化」と「白人化」―

以上本稿では、ユダヤ系アメリカ人の黒人問題への関わりの歴史的経緯を追いながら、彼等のリベラリズム傾向が彼等の「白人性」の否定や白人意識の弱さに深く関連することを指摘した。従来のホワイトネス研究においては、移民の「処遇」と「意識」が整理されずに語られるという混乱状況があったのだが、アイルランド人や新移民たちが「処遇」が白人でなかったときに白人「意識」を強め、黒人を攻撃、疎外することでホスト社会の仲間入りを果たしたのに対し、ユダヤ人は「処遇」が意識に先立って白人化され、「意識」の面での白人化は相当に遅かったか、あるいはリベラル度の高いユダヤ人はいまだ白人であることを拒否してさえいるのであった。しかしなお、こうしてユダヤ人の「白人化」について考察することは、人種的リベラリズムの否定／支持という反対の側面からではあるが、合衆国における「白人」が一枚岩的なものではないことを示したという点で、ホワイトネス研究の目指すところに沿うものではなかろうかと考えられる。

一方、従来のホワイトネス研究では、ホワイト・エスニックたちが黒人を排除、差別することでホスト社会への仲間入りを求めたことを「白人化」でありアメリカ化であり同化であると位置づけているが、「アメリカ化」と「白人化」はいかなる位置関係にあるのだろうか。というのは、この二つが同一のものであるならば、黒人の窮状に手を差し伸べてきたリベラル度の高いユダヤ人はアメリカ化していないということになるからである。しかし、第二次世界大戦後にアメリカ社会のメインストリームへの参入を果たしたことはもとより、一九世紀末にロシア・東欧から移民してきた時からユダヤ人は祖国での迫害を逃れて初めから定住を望んでいたという経緯もあり、彼等は英語の習得にも熱心であり、カトリックと異なり独自の学校システムを作り上げることもせず、むしろ合衆国への同化志向は強かったと言われている。

そうすると、今ひとつの問題として、黒人を排除、差別する方向ではなしにアメリカ化、主流化を目指す方向がありえたのではないかということになる。すなわち、「アメリカ化」をより広い概念として捉え「白人化」をアメリカ化の部分集合とすると、ユダヤ人のアメリカ化はその補集合にすっぽりと入り込んでいるのではないだろうか。宗教の強制や厳しい階級制度からの自由という合衆国におけるリベラリズムを体現することこそがアメリカ化であると信じ、それを守ることに熱心であることと、黒人をはじめとしたマイノリティのための公民権闘争に参加することにはイデオロギー的親和性がある。なお、ユダヤ人がその補集合にとどまっている理由、ならびに彼等が他のホワイト・エスニックの「白人化」のパターンを外れていることに関しては、反ユダヤ主義の歴史の記憶および潜在的な差別への恐怖感で説明することもできようが、この件に関しての本格的な考察は、紙幅の都合もあり別稿で改めて行うこととしたい。

(1) James Baldwin, "The Harlem Ghetto," *Commentary*, Feb. 1948, p.7.
(2) *Ibid.*, p.9.
(3) 特にその傾向の強い文献として以下に二点あげておく。Murray Friedman, *What Went Wrong?: The Creation & Collapse of the Black-Jewish Alliance*, New York: The Free Press, 1995; Jonathan Kaufman, *Broken Alliance: The Turbulent Times Between Blacks and Jews in America*, New York: Touchstone Books, 1995 [1988].
(4) Robert G. Weisboad & Arthur Stein, *Bitter Sweet Encounter: The Afro-American and the American Jew*, New York: Schocken, 1972 [1970], p.xxiv.
(5) James Baldwin, "Negroes are Anti-Semitic Because They're Anti-White," *The New York Times Magazine*, Apr. 9, 1967.
(6) Stephen Steinberg, *The Ethnic Myth: Race, Ethnicity, and Class in America*, 3rd ed., Boston: Beacon Press, 2001 [1981], p.44.
(7) エマニュエル・トッド『移民の運命　同化か隔離か』藤原書店、一九九九年、八八、一四二―一四三頁。
(8) David R. Roediger, *The Wages of Whiteness: Race and the Making of the American Working Class*, revised ed., New York: Verso, 1999 [1991], pp.133-134.

(9) ロナルド・タカキ『多文化社会アメリカの歴史　別の鏡に映して』明石書店、一九九五年、二六一―二六三頁。
(10) Roediger, p.147; 山田史郎「ホワイト・エスニックへの道―ヨーロッパ移民のアメリカ化」『移民』ミネルヴァ書房、一九九八年、二五〇―二五五頁。
(11) 中野耕太郎「『人種』としての新移民―アメリカの南・東欧系移民：1894-1924―」『二十世紀研究』第二号、二〇〇一年一二月、八六―八七頁。
(12) 山田史郎「『移民パラダイム』を越えて」『天理大学アメリカス学会ニューズレター』四三号、二〇〇二年一月、三頁。
(13) ノエル・イグナティエフ（Noel Ignatiev）らが一九九二年に創刊した『レイス・トレーター』（*Race Traitor*）等。デイヴィッド・W・ストウ（坂下史子訳）「アメリカ研究における白人性の諸問題」『同志社アメリカ研究』三六号、二〇〇〇年、三八―四一頁。
(14) 山田「ホワイト・エスニックへの道」、二五八頁。
(15) Matthew Frye Jacobson, *Whiteness of a Different Color: European Immigrants and the Alchemy of Race*, Cambridge, Mass.: Harvard Univ. Press, 1998, pp.91-135.
(16) Louis R. Harlan, "Booker T. Washington's Discovery of Jews," in J. Morgan Kousser & James M. McPherson, eds., *Region, Race, and Reconstruction: Essays in Honor of C. Vann Woodward*, New York: Oxford Univ. Press, 1982, pp.271-273; Friedman, p.82.
(17) Seth Forman, "The Unbearable Whiteness of Being Jewish: Desegregation in the South and the Crisis of Jewish Liberalism," *American Jewish History*, vol. 85, no.2, 1997, p.123.
(18) 佐藤唯行『アメリカのユダヤ人迫害史』集英社新書、二〇〇〇年、四二―五八頁など。なお一九八二年、真犯人がコンリーであるという目撃者による証言がなされ、一九八六年、ジョージア州政府はフランクに死後赦免を与える決定を下した。
(19) 佐藤、三五―三八、六〇―六二頁。
(20) Friedman, pp.66-67.
(21) Hasia Diner, *In the Almost Promised Land: American Jews and Blacks, 1915-1935*, Baltimore: Johns Hopkins Univ. Press, 1995 [1977], p.96.
(22) Kaufman, p.29.
(23) Jacob Rader Marcus, *To Count a People: American Jewish Population Data, 1585-1984*, Lanham, MD: University Press of America, 1990, pp.139, 152, 241.

(24) Kaufman, pp.15-17.

(25) Leonard Dinnerstein, "Southern Jewry and the Desegregation Crisis, 1954-1970," *American Jewish Historical Quarterly*, vol.62, no.3, Mar. 1973, p.231.

(26) Cheryl Greenberg, "The Southern Jewish Community and the Struggle for Civil Rights," in V. P. Franklin, Nancy L. Grant, Harold M. Kletnick, and Genna Rae McNeil, eds., *African Americans and Jews in the Twentieth Century: Studies in Convergence and Conflict*, Columbia, MO.: Univ. of Missouri Press, 1998, p.151.

(27) Carl Alpert, "A Jewish Problem in the South," *The Reconstructionist*, vol.12, no.3, Mar. 22, 1946, p.11, qtd. in Forman, "The Unbearable Whiteness," p.134.

(28) Greenberg, p.143; Forman, "The Unbearable Whiteness," p.134.

(29) *Ibid*., p.132.

(30) Joshua A. Fishman, "Southern City," in Leonard Dinnerstein and Mary Dale Palsson, eds., *Jews in the South*, Baton Rouge: Louisiana State Univ. Press, 1973, p.323.

(31) Allen Krause, "Rabbis and Negro Rights in the South, 1954-1967," in *Jews in the South*, pp.362-363.

(32) Forman, "The Unbearable Whiteness," p.132.

(33) 佐藤、四一頁。

(34) Forman, "The Unbearable Whiteness," pp.128-129.

(35) Bertram Wallace Korn, "Jews and Negro Slavery in the Old South, 1789-1965," in *Jews in the South*, p.133.

(36) Alpert, p.11, qtd. in Forman, "The Unbearable Whiteness," p.138.

(37) Dinnerstein, p.235.

(38) 一九六四年公民権法とアファーマティヴ・アクションの概要については、横田耕一『アメリカの平等雇用』解放出版社、一九九一年、一五一二〇頁。

(39) マイノリティの多い高校に勧誘に行く、大学や企業のポスターやパンフレットに使用する写真の人種的配慮等。

(40) Seth Forman, *Blacks in the Jewish Mind: A Crisis of Liberalism*, New York: New York Univ. Press, 1998, pp.149-150.

(41) Nathan Glazer, "On Jewish Forebodings," *Commentary*, Aug. 1985, pp.32-36; Paul L. Goldman, "A Jewish Look at 'Affirmative Action,'" *Jewish Frontier*, Oct. 1972, pp.27-30.

(42) "Briefs in Bakke Case," *The Chronicle of Higher Education*, vol.15, no.3, Sep. 19, 1977, p.4.

(43) The American Jewish Committee, *Statement on Affirmative Action*, Adopted at the 71st Annual Meeting, Waldorf Astoria Hotel, May 14, 1977; Naomi Levine, "Quotas and Affirmative Action: Where We Stand," *Congress bi-Weekly*, vol. 39, no.12, Nov. 1972, p.5. なお、カリフォルニア大学デービス校医学部の特別入学制度は定員一〇〇名中一六名をマイノリティ出身の志願者の入学枠として予め確保し、残りの八四名とは別に入学選考を行うものであったから、その「固定的な割当」は裁判の際の大きな争点であった。

(44) Leonard J. Fein, "Negro and Jew: A 'Special Relationship,'" *Israel Horizons*, Nov. 1968, p.9.

(45) Michael Lerner, "Jews Are Not White," *Village Voice*, May 18, 1993, p.33.

(46) *Ibid.*, pp.33-34.

(47) Jacobson, p.197.

(48) Seymour Martin Lipset and Earl Raab, *Jews and the New American Scene*, Cambridge, Mass.: Harvard Univ. Press, 1995, p.148.

(49) 丸山直起「ユダヤ系コミュニティの変容」有賀貞編『エスニック状況の現在』日本国際問題研究所、一九九五年、二三五頁；Irving Kristol, "The Future of American Jewry," *Commentary*, Aug. 1991, p.24.